

○犬山市立図書館の設置及び管理に関する条例

平成2年6月30日条例第18号

改正

平成17年12月28日条例第33号

平成24年6月27日条例第21号

犬山市立図書館の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、犬山市立図書館（以下「図書館」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民の教育と文化の発展に寄与するため、図書館を犬山市大字犬山字東古券322番地1に置く。

(業務)

第3条 図書館は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 図書館資料の収集、整理、保存及び利用に関する業務
- (2) 読書会、研究会、鑑賞会、映画会、資料展示会等の主催及び奨励
- (3) 時事に関する情報及び参考資料の収集、紹介及び提供
- (4) 他の関係機関との資料の相互貸借
- (5) 移動図書館による巡回
- (6) その他図書館活動に必要な業務

(職員)

第4条 法第13条の規定に基づき、図書館に館長、司書その他必要な職員を置く。

(管理)

第5条 図書館の管理は、法及びこの条例の規定に基づき、館長が行うものとする。

(図書館協議会)

第6条 法第14条の規定に基づき、図書館に図書館協議会を置く。

2 図書館協議会の委員(以下単に「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者

3 委員の定数は、10人以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(利用者の義務)

第7条 図書館の利用者は、図書館の利用に際し、この条例及びこの条例に基づく規則を守り、秩序を乱すような行為をしてはならない。

(損害賠償)

第8条 図書館の利用者は、図書館資料、設備等を滅失又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則 (平成17年12月28日条例第33号抄)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の規定による施設の利用許可を受けている者は、改正後の規定による施設の利用許可を受けた者とみなす。

附 則 (平成24年6月27日条例第21号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(犬山市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 犬山市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第17号）の一部を次のように改正する。
(次のよう略)